

令和5年3月27日

宇都宮市立陽北中学校 交通安全係より

自転車乗車時のヘルメットについてのきまり

令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、年齢を問わず自転車にのる全ての人にヘルメット着用の努力義務が課されました。

これまでは、13歳未満の児童や幼児が対象でしたが、4月1日からは大人を含む全利用者が対象になります。統計によると、過去5年間の自転車事故の死亡者のうち、約6割が頭部に致命傷を負い、致死率はヘルメットを着けていた人に比べ約2.2倍に上るとのことです。罰則のない努力義務ではありますが、自分の命を守るため、必ず自転車乗車時はヘルメットを着用して下さい。

道路交通法の改正に伴い、本校では、自転車乗車時のヘルメットについて、個人で準備するものと捉えています。そのため、令和5年度より「学校指定のヘルメット」を用意いたしません。自転車での通学時の他、校外での部活動や学校行事において自転車で移動する場合、個人で準備することになります。

「破損個所がなく、顎ひもを使って頭部をしっかりと保護できるもの」を着用してください。

(例)



写真は1例です。ヘルメットはメーカーにより種類・色・型・サイズがさまざまです。お近くの販売店でぜひ一度手に取ってみてください。

なお、本校の制服や体育着を取り扱っている衣料用品店でもヘルメットを販売しています。

ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



栃木県警察本部・栃木県交通安全協会

交通ルールを守って
つながる笑顔

